

【本日の目次】

1. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 135

大航海時代と「ハコ企業」

証券取引等監視委員会事務局 特別調査課長 錦織 功政

17世紀は大航海時代のこと、欧州の貿易商達は、インドや新大陸の貴重な物資を手に入れるべく資金を出し合い、冒険家を雇い上げて船を出しました。その際、当時の慣例として、航海の度に出資者が募られ、その船が無事戻れば持ち帰った富を出資者間で分配し清算するという手続きが繰り返されたそうです。しかしこれでは長期的な視点で事業を継続的に実施できませんし、ときに大きな損失が生じる場合には出資者に出資額以上の負担が負わされるリスクもありました。こうした問題に対応

するため、1602年、オランダで同国王の勅許を得て東インド会社が設立されます。ここに初めて、「株主の有限責任」が確認され、「持分の譲渡」も可能となったのです。この二つの特性こそ、オランダ東インド会社が今日の株式会社の原型であるといわれる所以です。

後に英米では、法令に合致していれば誰でも株式会社が設立できるという準則主義が導入され、今日的な意味での株式会社が世界各地で普及していく訳ですが、近代における自由主義経済の発展を力強く推進してきたのがこの社会システムであることに疑いの余地はありません。投資リスクの限定と所有移転の可能性が、永年にわたって人間の投資活動を突き動かしてきたのです。

しかし、どんなに優れた社会システムでも、それを悪用する者がいる限り、弊害が発生するのもこれまた歴史の常なのでしょう。私の所属する特別調査課が日々調査を続ける問題事案の中にも、株式会社制度を悪用する者達が後を絶ちません。

皆さん、「ハコ企業」という言葉を耳にされたことはあるでしょうか？ 一般に、「ハコ企業」とは「箱の中身が空であるように事業の実態が無い企業」のことを指すといわれますが、これを具体的に定義することは難しく、現実には何がしかの事業を実施しているケースもあります。場合によっては、ウェブ上に綺麗なホームページを公開して、ご丁寧に“事業概況”まで説明しているところだってある、かもしれません。私見を申し上げるならば、実体の無い新規事業展開や業績向上予想などを公表して外部から資金を得、それによって経営陣あるいはその背後に蠢く者達が私腹を肥やすようなパターンが「ハコ企業」の典型といえるのではないのでしょうか。

そんな企業の一例を挙げれば、業績低迷の続く株式会社が運転資金欲しさに怪しい紳士の出資を受けた途端、会社を乗っ取られ、実体の無い事業を謳って金集め。会計上は事業に使ったことにして、その金を外部に流出させ、問題が発覚しそうになる前に保有株式を第三者に転売して姿をくらます、といったものではないでしょうか。株式会社制度の便利な機能のひとつである「持分の譲渡」機能を悪用する犯罪の一形態です。

もとより、「ハコ企業」と名札をブラ下げた企業が存在している訳ではないので、株式投資の際には外形でなくその資質に基づいて判断するより他にありません。経営陣や事業方針がコロコロと入れ替わり、財務が安定せず、安定株主による経営チェックも行き届いていないような企業には、怪しい紳士のつけ入るスキがあるはずで、こうした意味で、①経営者の資質、②企業統治体制の確立状況、そして③安定株主の資質、といった着眼点は、投資家のみならず監視当局にとっても有用な情報のはずです。

私ども監視委員会は常にマーケットの動向に目を光らせています。先にも書いたとおり、株主は「有限責任」ですが、会社を弄んだ者はその

罪の責任を一身に背負わなければならない「無限責任」。当課は株式会社制度を悪用する者に対して、引き続き厳正な態度で臨んでまいります。

※文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>